4　試験の方法
⑴　学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。
⑵　学説試験第１部試験に合格した者でなければ、学説試験第２部試験を受けることができない。
5　受験資格
⑴　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの
⑵　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐剳特命全権大使の歯科医師免許を受け、又は領事官の歯科医業免許を受けた日本国民
⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った歯科医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った歯科医師考試の第１部考試に及格した者
⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの
6　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書、在留カードまたは住民票）に記載されている文字を使用すること。
なお、受験願書には、受験する試験区分（学説試験又は実地試験）を必ず明記すること。
イ　受験資格を証する書類
ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に、(シヨ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。
エ　戸籍抄本（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書、在留カードの写し又は住民票の写し）　出願前３月以内に発行されたものに限る。
オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、500円分の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、学説試験は平成24年５月９日（水曜日）から同月25日（金曜日）まで、実地試験は同年10月17日（水曜日）から同月26日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2583）に提出すること。
イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。)午前９時から午後５時までであること。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、学説試験においては平成24年５月25日（金曜日)、実地試験においては同年10月26日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、学説試験及び実地試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者あて郵送する。
なお、学説試験にあっては平成24年６月11日（月曜日)、実地試験にあっては同年11月12日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に問い合わせること。
7　合格の通知　学説試験第１部試験、学説試験第２部試験及び実地試験の合格者には、その都度本人に合格した旨を通知する。
8　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年５月25日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
9　８に関する問い合わせ先　郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　電話番号03（5253）1111内線2574　ＦＡＸ番号03(3503)3559

公　告

諮　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人水口雅資の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。
平成24年５月１日　　神戸地方法務局

特定地域整備事業の工事完了の公告

下記の特定地域整備事業の工事は、平成24年３月30日をもって完了したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第27条第１項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第２項及び第117条の規定に基づき、公告する。
平成24年５月１日
農林水産大臣　鹿野　道彦
記
邑智西部区域特定地域整備事業における区画整理工事（日南団地、山中郷団地、長谷東団地、田中団地、原団地、高見団地、荻原団地)、客土工事、暗渠排水工事、農業用用排水路工事及びため池整備工事

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２３年（家）第７１６５４号
東京都大田区大森中２丁目５番11号
申立人　湯本　保子
本籍東京都江東区北砂５丁目200番地、最後の住所東京都大田区大森中２丁目５番11号湯本ハイツ201、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成21年３月11日、出生の場所兵庫県神戸市、出生年月日大正13年５月21日、職業不詳
被相続人　亡　杉原　　茂
事務所東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　落合　孝文
東京家庭裁判所
平成２４年（家）第７０２０３号
東京都世田谷区上用賀１丁目11番12―302号
申立人　髙木　良彰
本籍東京都北区上十条５丁目1141番地１、最後の住所東京都北区桐ケ丘１丁目16番27―1304号、死亡の場所東京都北区、死亡年月日平成22年12月６日頃、出生の場所東京市神田区、出生年月日大正９年２月18日、職業不詳
被相続人　亡　杉野　一男
事務所東京都千代田区有楽町２丁目10番１号東京交通会館10階1021号有楽町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠田　省二
東京家庭裁判所
平成２４年（家）第４０００７号
東京都港区六本木５丁目１番２号　ニュー後藤ビル４階
申立人　浜田　　薫
本籍横浜市神奈川区六角橋２丁目336番地、最後の住所横浜市神奈川区六角橋２丁目２番15号、死亡の場所神奈川県横浜市青葉区、死亡年月日平成23年12月７日、出生の場所神奈川県横浜市、出生年月日大正７年１月14日、職業不詳
被相続人　亡　吉田　春枝
事務所東京都港区六本木５丁目１番２号　ニュー後藤ビル４階
相続財産管理人　弁護士　浜田　　薫
横浜家庭裁判所